

公立大学法人奈良県立大学地域創造研究センタープロジェクト研究ユニット設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人奈良県立大学地域創造研究センター運用規程第6条に基づき、プロジェクト研究ユニット（以下、「研究ユニット」という。）の設置・運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究ユニットは、社会的要請の高い分野の学外研究資金等による自主的研究および学際的共同研究を推進し、奈良県立大学（以下「本学」という。）の研究活動の展開に資することを目的とする。

(事業)

第3条 研究ユニットは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 研究、調査および成果の発表
- (2) 研究会、講演会、講習会等の企画および開催
- (3) 受託研究、寄附研究、科学研究費等による研究プロジェクトの受入
- (4) その他研究ユニットの目的達成に必要な事項

(設置承認)

- 第4条 研究ユニットを設置しようとする本学専任教員である研究代表者（以下「研究代表者」という。）は、センター長に申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、プロジェクト研究ユニット設置申請書（様式1）を地域創造研究センター事務局（以下、「事務局」という）に提出して行わなければならない。
 - 3 センター長は、第1項の規定による申請が適当と認められるときは、地域創造研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）の意見を聞いた上で、設置を承認するものとする。

(設置期間)

- 第5条 研究ユニットの設置は、原則として5年以内とする。
- 2 研究代表者が、研究プロジェクトの継続のために事由を付して期間延長を申請したときは、センター長は委員会の意見を聞いた上で、期間延長を承認することができる。
 - 3 前項の規定による申請は、プロジェクト研究ユニット設置延長申請書（様式2）を事務局に提出して行わなければならない。

(研究ユニット員)

- 第6条 研究ユニット員は、各研究ユニットが行う研究プロジェクトに参加する本学の専任教員、特任教員、客員教員、共同研究員、その他センター長が認めた者をもってこれに充てる。
- 2 前項の研究ユニット員のほか、研究ユニットの活動上必要と認められるときは、研究補助員を置くことができる。
 - 3 研究代表者は、研究ユニット員、研究補助員を外部資金等で雇用しようとする場合は、センター長に申請しなければならない。
 - 4 前項の規定による申請は、研究ユニット員等雇用申請書（様式3）を事務局に提出して行わなければならない。
 - 5 センター長は、第3項の規定による申請が適当と認められるときは、雇用することを承認するものとする。

(経費)

第7条 研究ユニットに係る経費は、大学からの個人研究費および共同研究費、学外研究助成金、研究調査等の受託収入その他の収入をもってこれに充てる。

(施設の利用)

第8条 研究ユニット員および研究補助員は、本学の教育研究活動に支障のない範囲内において、研究上必要な学内の施設を利用することができる。

(研究成果の公表)

第9条 研究ユニットは、研究の成果を論文または書籍等により社会に公表するものとする。

2 研究ユニットにおける研究、調査に基づく著作に関する権利等の帰属または利用については、各研究ユニット員間で適切に取り決めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研究ユニットの運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。